

令和5年4月定例会 教育長報告

行 事 表	
3月30日(木)	令和4年度会計年度任用職員退職者感謝の会（二ツ井町庁舎 大会議室）
3月31日(金)	退職者辞令交付式
4月 3日(月)	教育委員会職員辞令交付式
4月 4日(火)	令和5年度転入等校長・教頭面談（二ツ井町庁舎 庁議室）
4月10日(月)	令和5年度能代市校長会総会（淳城南小学校）
〃	令和5年度能代山本教育研究会総会（南部公民館）
〃	令和5年度能代市校長会歓迎会（プラザ都）
4月12日(水)	令和5年度能代市小・中学校教頭会総会（新庁舎 会議室9・10）
4月13日(木)	令和5年度能代市山本郡教頭会総会（能代市中央公民館 視聴覚室）
4月14日(金)	令和5年度能代市山本郡校長会歓迎会（プラザ都）
4月19日(水)	令和5年度東北都市教育長協議会定期総会（～4/21 福島県郡山市）
4月24日(月)	令和5年度能代市国土緑化推進委員会（新庁舎 会議室9・10）
4月27日(木)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 大会議室）
〃	豊島区教育長等来能（～4/28 淳城南小学校、能代第二中学校）
4月29日(土)	子ども館展示室リニューアルオープン記念セレモニー（子ども館）
5月 3日(水)	能代カップ高校選抜バスケットボール大会（～5日 能代市総合体育館）
5月 9日(火)	令和5年度第1回能代市立小中学校事務共同実施推進協議会 （二ツ井町庁舎 庁議室）
〃	きみまちの里フェスティバル実行委員会総会（二ツ井公民館 大会議室）
5月16日(火)	全国都市教育長協議会理事会、総会（～5/19 北海道帯広市）
5月23日(火)	校長面談（各小学校：二ツ井町庁舎 庁議室）
5月24日(水)	教育委員辞令交付式（本庁舎 市長応接室）
〃	令和5年度能代市校長会第1回研修会（淳城南小学校）
5月25日(木)	校長面談（各中学校：二ツ井町庁舎 庁議室）
〃	教育委員会定例会（新庁舎 会議室9・10）

承認第2号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和5年4月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

能代市教育委員会事務局の所掌事務の内容を整理しようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和5年4月1日

能代市教育委員会規則第6号

能代市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

能代市教育委員会事務局組織規則（平成18年能代市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表能代教育事務所の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表学校教育課の部学校教育係の項第4号中「学校評議員」を「学校運営協議会委員」に改め、同表生涯学習・スポーツ振興課の部生涯学習係の項第3号中「、勤労青少年ホーム、働く婦人の家及び文化会館」を削り、同項第10号中「及び視聴覚資機材の管理」を削り、同項第15号中「管理運営」を「設置、管理運営及び廃止」に改め、同項第16号中「子ども館」の次に「の設置及び廃止」を加え、「（管理運営に関するものを除く。）」を削り、同部公民館文化係の項第9号中「サン・ウッド能代」の次に「の設置及び廃止」を加え、「（管理運営に関するものを除く。）」を削り、同項第14号を削り、同項第15号を同項第14号とし、同部文化財保護室の項第6号中「管理運営」を「設置、管理運営及び廃止」に改め、同項第8号中「整理・収蔵等施設」を「能代市文化財資料収蔵庫」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

10 二ツ井伝承ホールの設置、管理運営及び廃止に関すること。

第3条の表生涯学習・スポーツ振興課の部スポーツ振興係の項第6号中「管理、運営」を「管理運営」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

能代市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

改正前			改正後		
(事務分掌) 第3条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。			(事務分掌) 第3条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。		
課等	係	事務の内容	課等	係	事務の内容
教育総務課	庶務係	(略)	教育総務課	庶務係	(略)
	施設係	(略)		施設係	(略)
能代教育事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 能代地域の就学及び入退学事務に関すること。 2 能代地域の小中学校施設の維持管理及び営繕に関すること。 3 サン・ウッド能代の管理運営に関すること。 4 子ども館の予算の執行管理に関すること。 5 <u>視聴覚資機材の貸出しに関すること。</u> 6 能代教育事務所の庶務に関すること。 	能代教育事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 能代地域の就学及び入退学事務に関すること。 2 能代地域の小中学校施設の維持管理及び営繕に関すること。 3 サン・ウッド能代の管理運営に関すること。 4 子ども館の予算の執行管理に関すること。 ~~~~~ 5 <u>能代教育事務所の庶務に関すること。</u>
学校教育課	学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の設置及び廃止に関すること。 2 通学区域に関すること。 3 教職員の研修に関すること。 4 <u>学校評議員</u>に関すること。 5 学校環境の衛生管理に関すること。 6 学校給食に関すること。 7 就学及び入退学事務に関すること。 8 就学援助に関すること。 9 奨学金に関すること。 10 外国青年招致に関すること。 11 学校基本調査に関すること。 12 教職員の任免、進退の内申その他人事に関すること。 13 校長会及び教頭会に関すること。 14 学校教育指導の方針に関すること。 15 教科用図書の採択に関すること。 16 教具その他の設備の整備に関すること。 17 学校図書館に関すること。 18 教職員の福利厚生に関すること。 19 教職員の給与、職員共済組合等の事務に関すること。 	学校教育課	学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の設置及び廃止に関すること。 2 通学区域に関すること。 3 教職員の研修に関すること。 4 <u>学校運営協議会委員</u>に関すること。 5 学校環境の衛生管理に関すること。 6 学校給食に関すること。 7 就学及び入退学事務に関すること。 8 就学援助に関すること。 9 奨学金に関すること。 10 外国青年招致に関すること。 11 学校基本調査に関すること。 12 教職員の任免、進退の内申その他人事に関すること。 13 校長会及び教頭会に関すること。 14 学校教育指導の方針に関すること。 15 教科用図書の採択に関すること。 16 教具その他の設備の整備に関すること。 17 学校図書館に関すること。 18 教職員の福利厚生に関すること。 19 教職員の給与、職員共済組合等の事務に関すること。

改正前			改正後		
課等	係	事務の内容	課等	係	事務の内容
学校教育課	学校教育係	<p>20 教職員の組織する職員団体にすること。</p> <p>21 校舎及び附属施設の使用にすること。</p> <p>22 校則にすること。</p> <p>23 教育研究所にすること。</p> <p>24 その他学校教育にすること。</p> <p>25 課内の庶務にすること。</p>	学校教育課	学校教育係	<p>20 教職員の組織する職員団体にすること。</p> <p>21 校舎及び附属施設の使用にすること。</p> <p>22 校則にすること。</p> <p>23 教育研究所にすること。</p> <p>24 その他学校教育にすること。</p> <p>25 課内の庶務にすること。</p>
生涯学習・スポーツ振興課	生涯学習係	<p>1 生涯学習の推進にすること。</p> <p>2 社会教育の総合企画及び調査研究にすること。</p> <p>3 社会教育施設（公民館、<u>勤労青少年ホーム、働く婦人の家及び文化会館</u>を除く。）の設置及び廃止にすること。</p> <p>4 社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化会館運営協議会委員、図書館協議会委員及び子ども館運営協議会委員にすること。</p> <p>5 社会教育関係団体の指導育成にすること。</p> <p>6 社会教育資料の刊行及び配付にすること。</p> <p>7 社会教育に関する情報の収集及び提供にすること。</p> <p>8 学校施設を利用する社会教育にすること。</p> <p>9 社会教育施設との連絡調整にすること。</p> <p>10 <u>視聴覚教育振興及び視聴覚資機材の管理</u>にすること。</p> <p>11 社会教育の広報にすること。</p> <p>12 青少年問題協議会にすること。</p> <p>13 青少年の健全育成対策の企画及び実施にすること。</p> <p>14 その他社会教育にすること。</p> <p>15 農林漁家婦人活動促進施設の<u>管理運営</u>にすること。</p> <p>16 <u>子ども館</u>にすること（<u>管理運営</u>にすることを除く。）。</p> <p>17 図書館の管理運営にすること。</p> <p>18 図書館協議会にすること。</p>	生涯学習・スポーツ振興課	生涯学習係	<p>1 生涯学習の推進にすること。</p> <p>2 社会教育の総合企画及び調査研究にすること。</p> <p>3 社会教育施設（公民館、<u>を</u>を除く。）の設置及び廃止にすること。</p> <p>4 社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化会館運営協議会委員、図書館協議会委員及び子ども館運営協議会委員にすること。</p> <p>5 社会教育関係団体の指導育成にすること。</p> <p>6 社会教育資料の刊行及び配付にすること。</p> <p>7 社会教育に関する情報の収集及び提供にすること。</p> <p>8 学校施設を利用する社会教育にすること。</p> <p>9 社会教育施設との連絡調整にすること。</p> <p>10 <u>視聴覚教育振興</u>にすること。</p> <p>11 社会教育の広報にすること。</p> <p>12 青少年問題協議会にすること。</p> <p>13 青少年の健全育成対策の企画及び実施にすること。</p> <p>14 その他社会教育にすること。</p> <p>15 農林漁家婦人活動促進施設の<u>設置、管理運営及び廃止</u>にすること。</p> <p>16 <u>子ども館の設置及び廃止</u>にすること。</p> <p>17 図書館の管理運営にすること。</p> <p>18 図書館協議会にすること。</p>

改正前			改正後		
課等	係	事務の内容	課等	係	事務の内容
		19 課内の庶務に関する こと。			19 課内の庶務に関する こと。
生涯学 習・ス ポーツ 振興課	公民館 文化係	1 公民館の設置、管理運営及 び廃止に関する こと。 2 公民館事業に関する こと。 3 公民館運営審議会に関する こと。 4 能代市公民館条例（平成1 8年能代市条例第77号）第 9条第1項ただし書により 認めた団体に関する こと。 5 勤労青少年ホームの設置、 管理運営及び廃止に関する こと。 6 働く婦人の家の設置、管理 運営及び廃止に関する こと。 7 文化会館の設置、管理運営 及び廃止に関する こと。 8 文化会館運営協議会に関する こと。 9 サン・ウッド能代 に 関 する こ と （ <u>管理運 営に 関 する こ と を 除 く。</u> ）。 10 文化振興の総合企画及び 調査研究に関する こと。 11 文化施設の設置、管理運営 及び廃止に関する こと。 12 芸術文化団体及び学術文 化団体の指導及び育成に 関 する こ と。 13 伝統文化等の調査、研究及 び継承に関する こ と。 14 <u>二ツ井伝承ホールの管理 運営に 関 する こ と。</u> 15 その他文化振興に関する こ と。	生涯学 習・ス ポーツ 振興課	公民館 文化係	1 公民館の設置、管理運営及 び廃止に関する こ と。 2 公民館事業に関する こ と。 3 公民館運営審議会に関する こ と。 4 能代市公民館条例（平成1 8年能代市条例第77号）第 9条第1項ただし書により 認めた団体に関する こ と。 5 勤労青少年ホームの設置、 管理運営及び廃止に関する こ と。 6 働く婦人の家の設置、管理 運営及び廃止に関する こ と。 7 文化会館の設置、管理運営 及び廃止に関する こ と。 8 文化会館運営協議会に関する こ と。 9 <u>サン・ウッド能代の設置及 び廃止に 関 する こ と</u> に 関 する こ と。 10 文化振興の総合企画及び 調査研究に関する こ と。 11 文化施設の設置、管理運営 及び廃止に関する こ と。 12 芸術文化団体及び学術文 化団体の指導及び育成に 関 する こ と。 13 伝統文化等の調査、研究及 び継承に関する こ と。 14 <u>その他文化振興に 関 する こ と。</u>
	文化財 保護室	1 文化財等の調査及び保護管 理に関する こ と。 2 文化財保護審議会に関する こ と。 3 文化財の指定に関する こ と。 4 埋蔵文化財の調査及び保存 に 関 する こ と。 5 国指定史跡等の保護及び活 用に関する こ と。 6 井坂記念館の <u>管理運 営</u> に 関 する こ と。 7 文化財等の公開に関する こ と。 8 <u>整理・収蔵等施設</u> の設置、 管理運営及び廃止に関する こ と。 9 民俗芸能団体の育成に 関 する こ と。	文化財 保護室	1 文化財等の調査及び保護管 理に関する こ と。 2 文化財保護審議会に関する こ と。 3 文化財の指定に関する こ と。 4 埋蔵文化財の調査及び保存 に 関 する こ と。 5 国指定史跡等の保護及び活 用に関する こ と。 6 <u>井坂記念館の設置、管理運 営及び 廃止に 関 する こ と。</u> 7 文化財等の公開に関する こ と。 8 <u>能代市文化財資料収蔵庫</u> の 設置、管理運営及び廃止に 関 する こ と。 9 民俗芸能団体の育成に 関 する こ と。	

改正前			改正後		
課等	係	事務の内容	課等	係	事務の内容
		<p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>10 その他文化財保護に関する こと。</p>			<p>10 ニツ井伝承ホールの設置、 管理運営及び廃止に関する こと。</p> <p>11 その他文化財保護に関する こと。</p>
	スポーツ振興係	<p>1 生涯スポーツの総合企画及び実施に関すること。</p> <p>2 生涯スポーツの振興及びスポーツ団体の育成及び指導に関すること。</p> <p>3 スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>4 スポーツ少年団の育成及び指導に関すること。</p> <p>5 各種スポーツ大会及び行事の企画及び運営に関すること。</p> <p>6 スポーツ施設の設置、<u>管理</u>、<u>運営</u>及び廃止に関すること。</p> <p>7 学校施設設備の開放による市民（登録団体）のスポーツ活動の推進に関すること。</p> <p>8 その他生涯スポーツに関すること。</p>		スポーツ振興係	<p>1 生涯スポーツの総合企画及び実施に関すること。</p> <p>2 生涯スポーツの振興及びスポーツ団体の育成及び指導に関すること。</p> <p>3 スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>4 スポーツ少年団の育成及び指導に関すること。</p> <p>5 各種スポーツ大会及び行事の企画及び運営に関すること。</p> <p>6 スポーツ施設の設置、<u>管理</u>、<u>運営</u>及び廃止に関すること。</p> <p>7 学校施設設備の開放による市民（登録団体）のスポーツ活動の推進に関すること。</p> <p>8 その他生涯スポーツに関すること。</p>

承認第3号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和5年4月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

4月1日付け教育委員会職員の人事異動に伴い、所要の改正をしようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和5年4月1日

能代市教育委員会規則第7号

能代市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則
能代市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「館長（専門員）」の次に「、所長（専門員）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考

能代市教育委員会職員の職名に関する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員の分類及び職名)</p> <p>第2条 職員の分類は、指導主事、事務職員、技術職員及びその他の職員とし、それぞれの職名は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務職員 部長、次長、課長、室長、館長、所長、参事、課長補佐、室長補佐、館長補佐、所長補佐、場長、施設長、副所長、係長、副室長、主席主査、主査、主任、主事、社会教育主事、学芸員、司書、栄養士、館長(専門員) _____、行政専門員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(職員の分類及び職名)</p> <p>第2条 職員の分類は、指導主事、事務職員、技術職員及びその他の職員とし、それぞれの職名は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務職員 部長、次長、課長、室長、館長、所長、参事、課長補佐、室長補佐、館長補佐、所長補佐、場長、施設長、副所長、係長、副室長、主席主査、主査、主任、主事、社会教育主事、学芸員、司書、栄養士、館長(専門員)、<u>所長(専門員)</u>、行政専門員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

承認第4号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和5年4月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

4月1日付け教育委員会職員の人事異動等に伴い、所要の改正をしようとするもの及び行政財産の目的外使用の許可に関する規程を改正しようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和5年4月1日

能代市教育委員会訓令第2号

庁中一般・関係各所

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務決裁規程（平成18年能代市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「教育研究所長」の次に「、給食センター所長、文化財資料収蔵庫所長」を加え、「、子ども館長」を削る。

別表中

「

行政財産	1	使用期間1年を超える行政財産の目的外使用の許可（電柱、電話柱敷地の用に供するもの。）	○				
	2	使用期間2日以上1年以下の行政財産の目的外使用の許可	○				
	3	使用期間1日の行政財産の目的外使用の許可		○			
	4	施設の使用許可			○	○	
	5	物品の出納、所管換及び返納の決定			○	○	

を

」

「

行政財産	1	使用期間4日以上1年以内の行政財産の目的外使用の許可	○				
	2	使用期間3日以内の行政財産の目的外使用の許可		○			
	3	電柱又は電話柱の敷地に供する使用そ	○				

	の他の継続的かつ撤去困難な使用についての許可						
	4 電柱又は電話柱の敷地に供する使用その他の継続的かつ撤去困難な使用についての許可（更新申請に対する許可に限る。）		○				に
	5 施設の使用許可			○	○		
	6 物品の出納、所管換及び返納の決定			○	○		
普通財産	1 普通財産の貸付	○					

改め、同表備考1中「、能代市教育事務所長、教育研究所長、図書館長、子ども館長」を削り、同表備考2中「、能代教育事務所長補佐、教育研究所長補佐」を削り、「給食センター所長」を「給食センター所長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

【別記】

改正前

専決事項		専決区分				
		部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
行政財産	1 使用期間1年を超える行政財産の目的外使用の許可（電柱、電話柱敷地の用に供するもの。）	○				
	2 使用期間2日以上1年以下の行政財産の目的外使用の許可	○				
	3 使用期間1日の行政財産の目的外使用の許可		○			
	4 施設の使用許可			○	○	
	5 物品の出納、所管換及び返納の決定			○	○	

改正後

専決事項		専決区分				
		部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
行政財産	1 使用期間4日以上1年以内の行政財産の目的外使用の許可	○				
	2 使用期間3日以内の行政財産の目的外使用の許可		○			
	3 電柱又は電話柱の敷地に供する使用その他の継続的かつ撤去困難な使用についての許可	○				
	4 電柱又は電話柱の敷地に供する使用その他の継続的かつ撤去困難な使用についての許可（更新申請に対する許可に限る。）		○			
	5 施設の使用許可			○	○	
	6 物品の出納、所管換及び返納の決定			○	○	
普通財産	1 普通財産の貸付	○				

承認第5号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和5年4月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

4月1日付け教育委員会職員の人事異動等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和5年4月1日

能代市教育委員会訓令第3号

庁中一般・関係各所

能代市立二ツ井図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市立二ツ井図書館処務規程の一部を改正する訓令

能代市立二ツ井図書館処務規程（平成31年能代市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主事」の次に「、主任業務員」を加える。

第4条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 主任業務員は、上司の命を受けて、労務の業務に従事する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

参考

能代市立二ツ井図書館処務規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に館長、係に係長及び職員を置く。</p> <p>2 図書館に、必要により館長補佐、主査、主任、行政専門員、主事_____及び司書を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 図書館の職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>2 ～ 7 (略)</p> <hr/> <p>8 司書は、図書館の専門的事務に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に館長、係に係長及び職員を置く。</p> <p>2 図書館に、必要により館長補佐、主査、主任、行政専門員、主事、<u>主任業務員</u>及び司書を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 図書館の職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>2 ～ 7 (略)</p> <p>8 <u>主任業務員は、上司の命を受けて、労務の業務に従事する。</u></p> <p>9 司書は、図書館の専門的事務に従事する。</p>

議案第23号

能代市学校運営協議会委員の任命について

能代市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成26年能代市教育委員会規則第1号）第5条第1項の規定に基づき、能代市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命する。

令和5年4月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

学校運営協議会委員を新たに任命しようとするものである。

能代市学校運営協議会委員名簿

任期 令和6年3月31日まで

学校名	氏名	所属等	新/再
淳城西小学校 能代第一中学校	小嶋雅人	元能代第一中学校PTA会長	再任
	藤嶋妙子	元能代第一中学校PTA副会長	再任
	櫻田隆雄	風の松原に守られる人々の会会長	再任
	佐藤克	前能代第一中学校長	新任
	梅田佳洋	元能代第一中学校PTA会長	再任
	藤井真貴子	南地区主任児童委員	再任
	後藤健二	元能代第一中学校PTA会長	再任
	佐藤純子	元淳城西小学校評議員	再任
	小笠原州平	元能代第一中学校PTA会長	再任
	小野栄士	元能代第一中学校体育文化後援会長	再任
	近藤克彦	淳城西小学校長	新任
	嶋田正明	能代第一中学校長	新任
	淳城南小学校 能代第二中学校	五十嵐馨	淳城南小学校同窓会長
小玉一典		元淳城南小学校PTA会長	再任
金平正行		元淳城南小学校PTA会長	再任
平川敬悦		元淳城南小学校PTA会長	再任
鈴木隆宏		淳城南小学校PTA会長	再任
三澤弘文		民生委員児童委員	新任
菊谷明		能代市役所職員	再任
伊藤匡子		外国語教育コーディネーター	再任
佐藤幸樹		第四小学校同窓会長	再任
袴田達也		第四小学校PTA会長	再任
渡辺智仙		前能代第二中学校PTA会長	再任
矢田部瑞穂		淳城南小学校長	新任
佐藤充		第四小学校長	再任
工藤真弘		能代第二中学校長	再任

学校名	氏 名	所 属 等	新/再
第四小学校	三 澤 弘 文	民生委員児童委員	新任
	菊 谷 明	能代市役所職員	再任
	伊 藤 匡 子	外国語教育コーディネーター	再任
	佐 藤 幸 樹	第四小学校同窓会長	再任
	袴 田 達 也	第四小学校P T A会長	再任
	田 村 裕 之	南部公民館長	再任
	平 川 巖	前能代南中学校P T A会長	再任
	永 塚 光 子	民生委員児童委員	再任
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長	再任
	佐 藤 充	第四小学校長	再任
第五小学校 能代東中学校	大 高 幸 美	元崇徳小学校長	再任
	鈴 木 建 一	檜山地区自治会連合会長	新任
	戸 松 郁 子	元能代東中学校評議員	再任
	浅 野 和 一 郎	東能代地区自治会連合会長	再任
	保 坂 千 晴	元第五小学校P T A会長	再任
	渡 辺 和 吉	鶴形まちづくり協議会長	再任
	高 橋 真 也	元第五小学校教頭	再任
	山 本 智 加 子	第五小学校P T A会長	再任
	三 浦 佑 介	能代東中学校P T A会長	新任
	渡 部 剛	第五小学校長	新任
	谷 内 直 毅	能代東中学校長	新任
	滝 沢 治	第五小学校教頭	新任
向能代小学校 東雲中学校	浅 理 雷 三	元東雲中学校評議員	再任
	佐々木 正 義	東雲中学校P T A会長	新任
	佐々木 直 実	前東雲中学校P T A会長	再任
	佐 藤 敬 顕	学識経験者(元校長)	再任
	佐 藤 信 也	向能代百煉会会長	再任
	鈴 木 義 美	鳥形奴踊り指導者	新任
	工 藤 絵 里 奈	向能代小学校P T A会長	再任

学校名	氏 名	所 属 等	新/再
	佐 藤 雄 樹	向能代小学校P T A副会長	新任
	見 上 淳 子	主任児童委員	再任
	平 沢 みゆき	前向能代小学校教頭	新任
	檜 森 秀 樹	東雲中学校長	再任
	佐 藤 誠 也	向能代小学校長	新任
浅内小学校 能代南中学校	浅 野 士 郎	元能代南中学校評議員	再任
	平 川 巖	前能代南中学校P T A会長	再任
	田 村 裕 之	南部公民館長	再任
	永 塚 光 子	民生委員児童委員	再任
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長	再任
	原 田 理理子	元民生委員児童委員	再任
	大 塚 義 道	浅内連合自治会長	再任
	松 村 惠季奈	前浅内小学校P T A会長	再任
	保 坂 智 之	浅内小地域学校協働活動推進員	再任
	原 田 正 胤	元浅内小学校P T A副会長	再任
	田 崎 雅 則	能代南中学校長	新任
	佐 藤 達 治	浅内小学校長	再任
	二ツ井小学校 二ツ井中学校	永 井 幹 子	元二ツ井小・中学校評議員
工 藤 晃		元二ツ井小学校評議員	再任
鈴 木 泰 賢		二ツ井小学校P T A会長	再任
藤 嶋 章 公		二ツ井中学校P T A会長	新任
淡 路 智 弘		二ツ井小学校スポ少親の会代表	新任
高 橋 さおり		二ツ井こども園長	新任
田 村 久 子		能代市連合婦人会二ツ井支部会長	再任
照 井 賀津子		二ツ井地区更生保護女性の会会長	新任
菊 池 豊		二ツ井小学校同窓会長	再任
米 川 貢		地域学校協働活動推進員	再任
安 井 敦 子		二ツ井小学校長	新任
大 塚 孝 樹		二ツ井中学校長	再任

議案第24号

能代市教育支援委員会委員の任命について

能代市教育支援委員会規則（平成18年能代市教育委員会規則第15号）第3条第2項の規定に基づき、能代市教育支援委員会委員を次のように任命する。

令和5年4月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市教育支援委員会委員名簿

任期 令和5年 5月 1日から
令和6年10月31日まで

氏名	所属等
佐藤圭吾	能代支援学校長
矢田部瑞穂	淳城南小学校長
武田呈	東能代幼稚園副園長
大塚恵	能代感恩講保育所長
佐々木仁志	淳城南小学校教諭
武田真紀夫	第四小学校教頭
舘山奈穂子	能代支援学校教諭
鎌田亜希子	山本出張所指導主事
今野朋実	能代福祉事務所長

提案理由

能代市教育支援委員会委員佐藤玉緒、嶋田正明、相澤孝子、大越直美、田崎香弥乃、松橋亨、船山真生、櫻田佳枝、有山勇の退任に伴い、新たに任命しようとするものである。